法務べ言じ

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

はのお事務所 せの はのお事務所 せの はのお事務所 せの はのお事務所 せのお事

(発行・差出人) せのお社会保険労務士・行政書士事務所 代表 妹尾 悟

岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016 TEL(0866)63-3213 FAX (0866) 63-3214

●HPは「せのじむ」で検索してね♪

2023.12 Vol.188

来年もお役に立つ(竜) ニュースレターをお届けし たいと思います!









徒然なるままに Vol.138

明日へ向かって



(返還先)

皆さん、こんにちは。

あっ、という間に12月。大人になると時間が経つのが早く 感じられるのは、子どもに比べ新しい発見が少ないからだ そうです。意識して、毎日に新しいことを取り入れれば、時 間を有意義に使っている体感を得られるかもしれません。

今年一年、このニュースレターをお読みくださり、誠にありがとうございます。気がつけば、発刊188号を迎えることができました。これもひとえに当事務所をご利用くださる皆さんとスタッフのおかげであると、深く感謝申し上げます。

アフターコロナ最初の年は、様々なことを構築し直す機会を与えてもらったように思います。ガツーンと頭を打たれたような感じです。私自身、まだまだ至らぬところが多いですが、使命感をもってクライアントに、世の中に貢献してまいりたいと思います。 (妹尾 悟)

今年を振り返って



こんにちは、スタッフの筒井です。 今年もあっという間に一年が終わろうとし ています。

今年はどんな年でしたかと聞かれても、特に変わりはないですと答えるような年でした。でも、特別なことのない平凡な年の方が、結構幸せだったりすると思います。

一つだけ、今年悔やまれるのは、自分は絶対コロナには罹らないと思っていたのに、コロナに罹ったことです。あの時は、熱も出るし食欲はなくなるし、と大変でした。

来年は、もっと健康に気を付けたいと思っています。そして、いっぱい美味しい物を食べて、自分が夢中になっていることを楽しんでいこうと思っています。

(筒井 浩美)

知っ得! 人事労務トピックス

●「130万円の壁」の事業主証明について

「130万円の壁」への当面の対応として、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化があります。

130万円を超える収入が、一時的な変動であることを 事業主が証明すれば、被扶養者として認定しようという もの。厚労省からQ&Aが出され、事業主の証明書の 様式が公開されていますので、確認しておきましょう。

★「130万円の壁」事業主扶養者認定のポイント

- ・一時的な収入変動であるため、連続2回(年)まで
- ・令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び収入確認より適用、それより前に遡及適用されることはない
- ・年間収入130万円見込みが恒常的と判断されれば 非該当になる
- •一時的な収入増の範囲は明示されていない

クリスマス





寒さが肌にしみる頃、お変わりございませんでしょうか。クリスマスが今年もやって

きました!私の家では待ち遠しくて11月の始めにクリスマスツリーを飾りました。私は一年間の行事の中でクリスマスが一番好きです。何歳になってもサンタさんからプレゼントは欲しいものです…。私が中学生の時、毎年プレゼントが一つ枕元に置いてあるのに二つプレゼントが二つ置かれていたことがありました。家族に聞いても誰も分からないという不思議なことがあったのですが、何年かたって家族とその話をしていたら、当時高校生の姉がアルバイトをして稼いだお金でプレゼントを買ってくれてたみたいです。いつもケンカばかりしていたのに私の姉は優しいなと感じました。毎年クリスマスになると姉の優しさとケーキのおいしさを感じています。

(川合千愛輝)